

勅令第九十號

正五九月

神武天皇即位紀元年數ノ、四ヲ以テ整除シ得ベキ年ヲ閏年トス、但シ紀元年數ヨリ六百六十ヲ減ジテ、百ヲ以テ整除シ得ベキモノ、中更ニ四ヲ以テ其ノ商ヲ整除シ得ザル年ハ平年トス、

〔日本歲時記正月〕世俗正五九月とて此三月を拘忌事はなはだし、中華にもかくのごとくなると見えたる、五雜俎に正五九不上官、唐より以來此忌あり、清波雜志にいはく、佛法以此三月爲齋素月、不宜宰殺、足破俗見、今京師官命下、則任初不忌、此三月而差跌更少、外官無不避之者、而禍敗更多、何不思之甚也、とあり、又瑯琊代醉編にいはく、正五九月不上官、戴埴がいはく、釋氏の智論に、天帝釋寶鏡を以て四大神州をてらす、毎月一たび移して人の善惡を察す、此三月南瞻部州をてらす、唐人これを以て死刑を行はず、曰三長月節鎮因て屠宰をいましむ、不上官、後世因之となん、これを見てみれば、浮屠氏の説より出て、儒家の説にあらざれば、是非を論するに及ばず、世人かならず、此拘忌になづまずして可なり、

〔燕石雜志〕正五九月

正五九月を避るといふ事は宋の時の俗忌なれば、本邦には諱でもあるべし。略中我俗この三箇月は娶招さへ禁るといふこと、いよ／＼心得がたし、

〔容齋隨筆十六〕三長月

釋氏以正五九月爲三長月、故奉佛者皆茹素、其説云、天帝釋以大寶鏡輪照四天下、寅午戌月正臨南瞻部洲、故當食素、以徼福、官司謂之斷月、故受驛券、有所謂羊肉者、則不支、俗謂之惡月、士大夫赴官者輒避之、或人以謂唐日藩鎮蒞事必大享、軍屠殺羊豕至多、故不欲以其月上事、今之他官不當爾也、然此説亦無所經見、予讀晉書禮志、穆帝納后、欲用九月、九月是忌月、北齊書云、高洋謀篡魏、其